

# 2020 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団



# 目 次

## I 法人運営

|                  |   |
|------------------|---|
| 1. 実施事業          | 1 |
| 2. 理事会・評議員会の開催予定 | 1 |
| 3. 研修計画          | 2 |
| 4. 地域における公益的な取組み | 2 |
| 5. 重点取組事項        | 3 |

## II 施設サービス課

### <社会福祉事業>

|                                                               |    |
|---------------------------------------------------------------|----|
| 1. 老人福祉センター                                                   | 4  |
| 2. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）                               | 7  |
| 3. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）                                     | 10 |
| 4. ヘルパーステーション岡福（訪問介護（高齢者）、居宅介護・重度訪問介護（障がい児・者）、産前産後ホームヘルプサービス） | 12 |
| 5. 養護老人ホーム                                                    | 14 |

### <公益事業>

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 6. 居宅介護支援事業所               | 16 |
| 7. 地域包括支援センター              | 18 |
| 8. 要介護認定調査事業               | 20 |
| 9. 法人後見事業                  | 21 |
| 10. 福祉人材育成事業               | 22 |
| 11. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム） | 23 |

## III 福祉の村

### <社会福祉事業>

|                                                            |    |
|------------------------------------------------------------|----|
| 1. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）                            | 25 |
| 2. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）                                    | 27 |
| 3. そだちの家（生活介護）                                             | 29 |
| 4. にじの家（生活介護、日中一時支援）                                       | 30 |
| 5. みのかの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）                               | 32 |
| 6. 友愛の家（地域活動支援センター）                                        | 34 |
| 7. 福祉の村相談支援事業所                                             | 36 |
| 8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、日中一時支援、保育所等訪問支援、相談支援） | 37 |
| 9. 【新規】こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）                     | 40 |

＜公益事業＞

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 10. こども発達センター等管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・        | 42 |
| 11. 放課後等デイサービスあずき・・・・・・・・・・・・・・・・         | 43 |
| 12. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）・・・・・・ | 44 |

## I 法人運営

### 1. 実施事業

#### (1) 指定管理事業

- ・岡崎市総合老人福祉センター及び岡崎市美合高齢者生きがいセンター
- ・岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・岡崎市福祉の村（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

#### (2) 受託事業

- ・介護予防事業
- ・短期集中型通所サービス（高年者、中央、南部、西部、東部）
- ・産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・要介護認定調査事業
- ・岡崎市福祉の村友愛の家
- ・障がい支援区分認定調査

#### (3) 自主事業

- ・訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・法人後見事業
- ・福祉人材育成事業
- ・住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・日中一時支援事業（にじの家、みのりの家、こども発達支援センター）
- ・相談支援事業所（福祉の村）
- ・児童発達支援事業（みどり、すだち）
- ・放課後等デイサービス（あずき、みどり、すだち）

### 2. 理事会・評議員会の開催予定

| 開催予定年月      | 議案等  |                                                                            |
|-------------|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 2020 年 6 月  | 理事会  | 2019 年度事業報告<br>2019 年度決算報告及び認定<br>定時評議員会の開催<br>(報告) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況 |
| 2020 年 6 月  | 評議員会 | 2019 年度事業報告<br>2019 年度決算報告及び認定                                             |
| 2020 年 11 月 | 理事会  | (報告) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況                                                |
| 2021 年 2 月  | 理事会  | 評議員会の開催                                                                    |
| 2021 年 3 月  | 理事会  | 指定管理業務に関する基本協定の締結<br>指定管理業務に関する年度協定の締結<br>2021 年度事業計画                      |

|            |      |                                                   |
|------------|------|---------------------------------------------------|
|            |      | 2021 年度資金収支予算                                     |
| 2021 年 3 月 | 評議員会 | 定款の一部改正<br>(報告) 2021 年度事業計画<br>(報告) 2021 年度資金収支予算 |

### 3. 研修計画

| 対象者    | 研修内容                                                                                                                                               |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理職員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職員研修（ハラスメント防止）</li> <li>・人事評価研修（期初、評価前）</li> <li>・苦情解決責任者研修</li> </ul>                                   |
| 中堅職員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームワーク向上研修</li> <li>・問題解決能力向上研修</li> </ul>                                                                 |
| 新規採用職員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規採用職員研修Ⅰ（組織の概要・就業規則等の説明・仕事に関する心構え等）</li> <li>・Ⅱ（施設見学）</li> <li>・Ⅲ（接遇マナー）</li> <li>・Ⅳ（1 年の振り返り）</li> </ul> |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待防止研修</li> <li>・苦情受付初期対応研修</li> <li>・送迎車両運転実技講習会（4 回）</li> </ul>                                          |

### 4. 地域における公益的な取組み

| 項目                     | 内容                                                                                                                                                                |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域の要支援者に対する権利擁護支援      | ・法人後見事業                                                                                                                                                           |
| 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホームで作った作物のこども食堂への提供</li> <li>・支援団体への地域福祉活動助成金の支給</li> </ul>                                                           |
| 既存事業の利用料の減額・免除         | ・介護サービス利用料軽減（社福軽減）                                                                                                                                                |
| 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老福出張サロン</li> <li>・出前出張測定</li> </ul>                                                                                       |
| 地域住民に対する福祉教育           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護に関する入門的研修</li> <li>・実習生・職場体験の受入れ</li> </ul>                                                                             |
| その他                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ふれあい夏祭り</li> <li>・高年者センターまつり</li> <li>・福祉の村夏祭り</li> <li>・福祉の村クリスマス会</li> <li>・街頭監視活動の実施</li> <li>・福祉避難所協定の締結</li> </ul> |

## 5. 重点取組事項

### (1) 福祉の村5施設の譲渡後の運営に向けての準備

施設譲渡（2021年4月予定）に向けて、最終調整を行う。

| 項目                    | 計画    |
|-----------------------|-------|
| 建物や備品の更新・修繕           | 3月までに |
| みのりの家の自立生活訓練事業の運営受託契約 | 3月までに |

### (2) 次期（2021～2025年度）指定管理業務受託に向けての手続き

高年者センター岡崎、各地域福祉センター、こども発達支援センターにおける次期指定管理業務受託に向けて、必要な手続きを行う。

| 項目            | 計画    |
|---------------|-------|
| 指定管理者として申請    | 8月までに |
| 指定管理業務基本協定の締結 | 3月までに |

### (3) 働きやすい職場環境づくりの推進

職位や立場における役割・責任を明確化し、必要に応じて就業規則等を改正することを含めて働きやすい職場環境づくりを推進する。

| 項目                    | 計画    |
|-----------------------|-------|
| 就業規則等の改正              | 随時    |
| 職務の細分化による新たな雇用メニューの開発 | 9月までに |

### (4) 地域へ向けた情報発信の推進

| 項目                  | 計画    |
|---------------------|-------|
| 【新規】ホームページの全面リニューアル | 3月までに |
| 広報誌「そら」の発行          | 9月までに |

### (5) 業務効率化の推進

ICT化の推進等による業務効率化を進める。

| 項目               | 計画    |
|------------------|-------|
| 【新規】ICT化の推進      | 3月までに |
| 【新規】勤怠管理システムの導入  | 3月までに |
| 【新規】給与計算システムの見直し | 3月までに |

## Ⅱ 施設サービス課

### ＜社会福祉事業＞

#### 1. 老人福祉センター

##### (1) 事業の概要

市内に在住する 60 歳以上の方を対象に、教養講座や生涯学習講座、介護予防教室などを企画・運営し、地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図る。また、趣味の活動やレクリエーション、健康な体づくりを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。

##### (2) 利用計画

延べ利用者数（人）

| サービス区分       | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|--------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 高年者老人福祉センター  | 114,700 | 114,590 | 115,310         | 116,000       |
| 中央地域老人福祉センター | 44,981  | 47,609  | 47,256          | 47,300        |
| 北部地域老人福祉センター | 32,974  | 32,078  | 32,199          | 32,200        |
| 南部地域老人福祉センター | 35,093  | 35,055  | 36,700          | 37,100        |
| 西部地域老人福祉センター | 36,762  | 35,973  | 36,700          | 37,100        |
| 東部地域老人福祉センター | 32,304  | 33,533  | 35,715          | 36,000        |
| 計            | 296,814 | 298,838 | 303,880         | 305,700       |

##### (3) 利用計画に対する取組み

来館者数を維持・向上させるために、季節ごとの行事を始め、学校関連の企画、園や学校との連携による多世代交流イベントを継続して企画していく。2019 年度までにそれぞれの館が構築した地域との関係を更に深め発展させて、地域住民が老人福祉センターに寄せる期待や果たすべき役割について情報を集める。

事業運営の幅を広げるために、地域のニーズに沿いながら、地域ごとの特色を生かして、新たな働きかけを切れ目なく発信していく。また、情報は可能な限り早く発信し、より多くの利用者に情報を届け、利用者の増につなげる。

##### (4) 重点取組事項

###### ア. 地域福祉活動の推進

高齢者の健康維持・介護予防・社会参加などに向けた情報交換を目的とした『高齢者の活動の場づくり』を推進する。また、地域づくりの一環として小学生や園児を始めとする若い世代と高齢者が交流し、双方が触れ合い、多世代交流の重要性を認識することができる機会を提供する。

| 項目               | 計画         |
|------------------|------------|
| 施設ロビーの開放・活用      | 随時         |
| 岡崎ごまんぞく体操の会などの活用 | 各館：年 3 回以上 |

|                                             |            |
|---------------------------------------------|------------|
| サロン等の開催                                     | 各館：年 6 回以上 |
| 多世代交流イベントの開催（小学生、園児等による演奏や発表会の開催、子ども開放日の実施） | 各館：年 3 回以上 |

#### イ．地域コミュニティの構築

地域の活動及び行事に積極的に参加して、情報の収集や発信を行う。また、老人福祉センターの利用者や地域住民との意見交換の場として運営懇談会を開催し、地域ごとのニーズと丁寧に向き合い、地域に開かれた運営を行う。地域の各種協議体との連携を強化し、老人福祉センターに求められている役割を意識した魅力ある事業展開を行う。

| 項目                            | 計画         |
|-------------------------------|------------|
| はつらつクラブ岡崎（全 2 1 5 団体）等との連携の強化 | 高年者・北部：随時  |
| 町内会に出向いての情報発信                 | 各館：年 4 回以上 |
| 運営懇談会の開催                      | 各館：年 2 回以上 |
| 地域へのチラシ等配布                    | 各館：年 4 回以上 |
| 地域が組織する共同体（梅園協議会など）との協働       | 中央：年 4 回以上 |

#### ウ．来館者の満足向上を目指した運営

来館者へのサービスの質の向上を念頭に置き、高齢者の通いの場にふさわしい接遇が行えるよう、職員の接遇技術の見直し及び人材の育成を行う。副館長を中心に老福会議を開催し、提供するサービスについて企画・実施・評価・振り返りを行い、顧客満足度の向上に向けた取組を組織的に行う。地域に根差した施設として、地域のニーズに応えるよう、地域性に沿ったサービスを展開し、利用者がリピート利用できるよう各種イベントを開催する。

| 項目                               | 計画                                  |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 接遇向上に向けた内部研修（施設間の視察を含む）の実施       | 各館：年 4 回以上                          |
| 接遇向上に向けた非常勤職員の外部研修の履修（最新の接遇術の習得） | 各館：年 2 回以上                          |
| 接遇向上に向けたミーティング（外部研修の復命勉強会を含む）    | 各館：月 1 回以上                          |
| 利用者参加型イベントの開催                    | 各館：年 6 回以上                          |
| 独自イベント（さーま 8 5：大型ゲーム形態の脳トレ）などの開催 | 中央：年 6 回以上                          |
| 健康増進器具（スカイウェルヘルストロン）の導入          | 北部：7 月までに<br>南部：7 月までに<br>東部：7 月までに |

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 【新規】Wi-Fi 導入に向けた検討 | 3月までに |
|--------------------|-------|

エ．地域及び施設周辺の環境の整備

施設周辺の美化に配慮し、定期的な清掃に加え、季節に応じた木花を敷地内に植栽又はプランター栽培するなど緑化及び美化を進める。

| 項目               | 計画       |
|------------------|----------|
| 【新規】季節に応じた植栽等の実施 | 各館：年3回以上 |

## 2. デイサービスほほえみ（通所介護、短期集中型通所サービス）

### （1）事業の概要

日常生活を営む上で介護を要する方や、積極的に介護予防に取り組む必要のある方を、専用の送迎車両で自宅から送迎し、入浴・排泄・食事等の介助や機能訓練等の支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

### （2）利用計画

通所介護稼働率（％）

| サービス区分        | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 高年者デイサービスほほえみ | 85.3    | 81.2    | 74.6            | 82.3          |
| 中央デイサービスほほえみ  | 74.1    | 73.5    | 77.4            | 81.2          |
| 北部デイサービスほほえみ  | 82.8    | 81.3    | 80.3            | 83.0          |
| 南部デイサービスほほえみ  | 78.1    | 74.2    | 83.0            | 85.0          |
| 西部デイサービスほほえみ  | 76.2    | 73.4    | 78.0            | 82.8          |
| 東部デイサービスほほえみ  | 88.7    | 83.8    | 88.0            | 90.0          |
| 計             | 81.0    | 78.1    | 80.8            | 84.0          |

短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）稼働率（％）

| サービス区分（※）     | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 高年者デイサービスほほえみ | —       | —       | 54.5            | 63.6          |
| 中央デイサービスほほえみ  | —       | —       | 50.0            | 60.0          |
| 南部デイサービスほほえみ  | —       | —       | 43.8            | 59.8          |
| 西部デイサービスほほえみ  | —       | —       | 33.3            | 64.8          |
| 東部デイサービスほほえみ  | —       | —       | 49.2            | 68.3          |
| 計             | —       | —       | 46.2            | 63.3          |

※一体的な事業として、「デイサービスほほえみ」のサービス区分に含める

### （3）利用計画に対する取組み

（新規契約者の獲得）

営業活動として月2回以上、居宅介護支援事業所への訪問を行い、利用者のADL（日常生活動作）の状況を具体的に分かりやすく伝えると同時に、総務班の専門職の指導による機能訓練の取組みを積極的にアピールしていく。またニーズに合わせた個別対応を行う体制があることも伝えていく。

（継続利用の確保）

利用者だけでなく家族も含めて有事の際には利用や送迎の時間など、柔軟できめ細かい個別対応を行う。利用者及び家族の細かなニーズを把握し、満足度の向上につながる取組みを行う。

（登録者数の管理）

家庭状況と利用者本人のADL（日常生活動作）の推移から、今後の利用継続期間を見立てる。これを根拠とした新規登録者の獲得を進め、稼働率を安定した状態に管理する。

#### （４）重点取組事項

##### ア．自立支援を軸としたサービス提供の実施

利用者のニーズを抽出・分析し、個々の目標設定を利用者主体で行う。機能訓練やレクリエーション等を総務班の専門職と連携し、地域性を踏まえながらサービスを提供し、個々の目標達成を目指していく。また、より専門性を高めたサービスの提供として、機能訓練加算Ⅱの算定を進める。計画書については専用ソフトACE（エース）を使用し、職員の業務負担を増やすことなく作成する体制を整え、利用者の自宅における自立支援を提案し進める。

| 項目                                           | 計画     |
|----------------------------------------------|--------|
| 機能訓練加算Ⅱ及び栄養改善・口腔ケアの訓練計画書作成ソフト（ACE）による加算算定の強化 | 随時     |
| 機能訓練の充実（専門職と介護職での検討会を実施）                     | 各館：月１回 |
| 機能訓練・レクリエーションにおける選択メニューの拡大                   | 随時     |

##### イ．職員育成体制の確立

2018年度実施の福祉サービス第三者評価における『改善のポイント』から、2019年度に絞り込んだ『改革すべき課題』を基本に、正規職員が主導し非正規職員とともに改善策を実施する。これにより、経験の浅い職員や臨時職員を含む非正規職員の育成体制を確立する。

| 項目             | 計画      |
|----------------|---------|
| 改善策の実施         | 随時      |
| 効果の検証・他館への情報共有 | 各館：毎月実施 |

##### ウ．短期集中型通所サービス事業の安定化

2019年度10月から開始した短期集中型通所サービス（ぼじていぶ）の利用者数を定員の80％確保し、安定した事業運営に向けて取組む。利用者のニーズの抽出を行い、組織である強みを活かして老人福祉センターや地域包括支援センターと協働して、地域の通いの場へスムーズにつながり、利用後のフォローも確立して信頼を得られるようにする。

| 項目                                 | 計画                                              |
|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 運営会議における各ぼじていぶ間での情報共有（運営状況・効果の検証等） | 高年者：月１回<br>中央：月１回<br>南部：月１回<br>西部：月１回<br>東部：月１回 |

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 各館の調整会議における包括・老福との情報共有 | 各館：月 1 回 |
|------------------------|----------|

#### エ．業務効率化の推進

2019 年度に導入した介護報酬請求システムの機能（一元化した帳票・入力の方法等）の検証を生活相談員会議・看護師会議・老福会議等で継続して行い、更なる有効活用を検討し、事務作業の効率と精度を上げる。

| 項目                | 計画        |
|-------------------|-----------|
| 新システムの機能の効率的運用の検討 | 各会議：月 1 回 |

### 3. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

#### （1）事業の概要

認知症のある方を対象として、日常生活を営む上で支障となる状態を改善するために、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介助や機能訓練等の支援を行い、認知症になっても住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようにサポートする。

#### （2）利用計画

稼働率（％）

| サービス区分        | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 高年者デイサービスほのぼの | 55.0    | 46.6    | 52.0            | 60.8          |
| 中央デイサービスほのぼの  | 26.6    | 39.0    | 56.9            | 68.2          |
| 北部デイサービスほのぼの  | 78.5    | 65.8    | 62.9            | 68.0          |
| 計             | 53.9    | 51.8    | 56.6            | 65.6          |

#### （3）利用計画に対する取組み

利用者のみならず、介護者・家族の満足度を上げるために、利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動によりADL（日常生活動作）を維持できるように取り組む。利用者と家族の双方が安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

#### （4）重点取組事項

##### ア. 心身の安定を軸としたサービス提供の実施

家族・介護支援専門員等と連携し、様々な角度から利用者のニーズを抽出・分析し、個々の目標設定を行う。機能訓練やレクリエーション等、認知症実践者研修を履修した専門性の高い職員を中心に、地域性を踏まえながらサービスを提供し、個々の目標達成を目指す。

| 項目                         | 計画 |
|----------------------------|----|
| 機能訓練・レクリエーションにおける選択メニューの拡大 | 随時 |

##### イ. 職員育成体制の確立

2018 年度実施の福祉サービス第三者評価における『改善のポイント』から、2019 年度に絞り込んだ『改革すべき課題』を基本に、正規職員が主導し非正規職員とともに改善策を実施する。これにより、経験の浅い職員や臨時職員を含む非正規職員の育成体制を整える。

| 項目             | 計画      |
|----------------|---------|
| 改善策の実施         | 随時      |
| 効果の検証・他館への情報共有 | 各館：毎月実施 |

#### ウ．家族への支援の推進

認知症の家族を自宅で介護している介護者同士が、情報や意見交換、介護者の心情の共有などを目的として集う場を提供する。認知症介護ならではの苦労や葛藤、それらを乗り越える工夫を同じ立場の人に話すことで、大きな共感を得る。介護者家族が精神的に安定し、本人、家族双方に良い在宅介護が実践されるよう支援を行う。

| 項目              | 計画       |
|-----------------|----------|
| 家族参加型イベントの開催    | 各館：年3回以上 |
| 家族懇談会（意見交換会）の開催 | 各館：年1回以上 |
| 家族の会（ホッカフェ等）の開催 | 中央：年4回以上 |

#### エ．業務効率化の推進

2019年度に導入した介護報酬請求システムの機能（一元化した帳票・入力の方法等）の検証を生活相談員会議・看護師会議・老福会議等で継続して行い、更なる有効活用を検討し、事務作業の効率と精度を上げる。

| 項目                | 計画       |
|-------------------|----------|
| 新システムの機能の効率的運用の検討 | 各館：年4回以上 |

#### 4. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者)、産前産後ホームヘルプサービス)

##### (1) 事業の概要

(訪問介護(高齢者)、居宅介護・重度訪問介護(障がい児・者))

介護を必要としている方の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談や助言等の支援をする。

(産前産後ホームヘルプサービス)

出産前や出産後間もない時期に、体調がすぐれず、援助を必要としながらも、日中家族からの支援が受けられない方の自宅を訪問し、家事や育児、相談や助言等の支援をする。

##### (2) 利用計画

延べ訪問時間数(時間)

| サービス種別                  | 2017 年度   | 2018 年度   | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------------|---------------|
| 訪問介護(高齢者)               | 7,946.25  | 9,130.75  | 9,514.50        | 10,150.00     |
| 居宅介護・重度訪問介護<br>(障がい児・者) | 3,343.50  | 3,329.50  | 3,038.75        | 3,150.00      |
| 産前産後ホームヘルプ<br>サービス      | 1,360.00  | 936.00    | 520.00          | 480.00        |
| 計                       | 12,649.75 | 13,396.25 | 13,073.25       | 13,780.00     |

##### (3) 利用計画に対する取組み

生活支援型訪問サービスを担う職員の確保に向けて、初任者研修よりも短期間の講習で従事できる「介護に関する入門的研修」の受講者の雇用を検討する。また、介護保険では対応できない利用者のニーズに対応するために、自費サービスの提供について、料金設定や提供するサービスの内容などを協議し導入していく。利用者や家族の利便性を図ると共に、ケアマネジャーの要望に応じていくことで契約件数の向上につなげる。

##### (4) 重点取組事項

ア. 保険外(介護、障がい)の訪問介護利用料の策定

介護保険サービスや障がい福祉サービスの保険では対応できない訪問介護サービスについて独自の利用料金を設定する。居宅介護支援事業所や地域包括支援センター及び障がいの相談支援事業所の要望に応じていく。また、利用者や家族のサービスの向上を図る。

| 項目                                                           | 計画     |
|--------------------------------------------------------------|--------|
| 【新規】介護、障がい保険外サービスの内容<br>生活援助(窓ふき、大掃除、庭の掃除、草むしり、同居の家族の食事や洗濯等) | 7月から実施 |

イ. 日常生活総合支援事業の生活支援型サービスに特化した職員の採用

生活支援型サービスに特化した登録ヘルパーの採用を行う。「介護に関する入門的研修」の受講者を採用することで、職員を確保する。

| 項目                      | 計画           |
|-------------------------|--------------|
| 【新規】「介護に関する入門的研修」修了者の採用 | 登録ヘルパー 2 人以上 |

ウ. 登録ヘルパーの人材育成

登録ヘルパーと毎月面談を行い、勤務状況を把握し、ケアプランと就労時間の整合性（求められる仕事量と実際に要する時間に差異はないかなど）を確認する。ヘルパーの介護技術の向上を目的とした研修会（登録ヘルパー対象）を毎月実施して、提供するサービスの質を保つ。また、サービス提供責任者の指導力向上研修会を実施し、時・場所・人に応じたきめ細かい指導を行う体制を確立する。

| 項目                         | 計画      |
|----------------------------|---------|
| 登録ヘルパーと管理者の面談              | 月 1 回以上 |
| 介護技術向上研修会の開催<br>（登録ヘルパー対象） | 月 1 回以上 |
| 介護技術向上研修会<br>（サービス提供責任者対象） | 年 2 回以上 |

エ. 生活支援型サービスの対応

生活支援型訪問サービスの支援内容について、定期的にモニタリングを行い、提供しているサービスが利用者の自立支援に向けて適切であるかどうかの検証を行う。利用者の自立支援の推進のために必要と判断した際は、予防専門型訪問サービスへの移行を積極的に提案していく。

| 項目                     | 計画          |
|------------------------|-------------|
| 生活支援型訪問サービス支援内容のモニタリング | 3 ヶ月に 1 回以上 |

## 5. 養護老人ホーム

### (1) 事業の概要

65 歳以上で身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断された方を、岡崎市が措置により入所を決定する。入所された方の自立及び社会復帰を目指して個々の事情に寄り添いながら生活の援助を行う。

### (2) 利用計画

在籍者数各月計（人）

| サービス区分    | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|-----------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 養護老人ホーム入所 | 724     | 728     | 679             | 684           |

延べ利用日数（日）

| サービス区分      | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|-------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 養護老人ホーム短期保護 | 754     | 791     | 972             | 972           |

### (3) 利用計画に対する取組み

入所者数及び短期保護の利用者数は措置の状況により変動するため、自施設ではコントロールできないが、適正な数で推移するよう岡崎市と協議し、利用計画の人数及び日数の達成を目指す。

### (4) その他の重点取組事項

生活環境や対人関係等において様々な背景を持っている方を受け入れることから、職員が利用者の生活の基盤を共に考え、「住まい」としての機能・役割を果たせるように取組む。

#### ア. 社会復帰に向けた支援の推進への取組み

要介護認定や要支援認定の有無に関わらず、自立への意欲を高められるように、個々のニーズに対応する個別支援を行う。『受動的活動（施設が決めた定例的なスケジュール）』から、「してみたい」「やってみたい」等の意欲を掘り起こして、利用者自身が考えた行動に移す『自発的活動』が継続される支援に方針をシフトする。自分で考え、自分で行動し、成果を得ることによる達成感により、次の意欲の掘り起こしにつなげる。利用者が自立した生活に向けて退所を希望された際は、実現に向けた支援を行う。

| 項目                            | 計画    |
|-------------------------------|-------|
| 入所者のニーズを抽出するための意欲の掘り起し        | 随時    |
| 自発的な活動（各種ボランティア活動等）の実現        | 年 2 回 |
| 地域活動への参加（地域の緑化活動・こども食堂への協力など） | 年 2 回 |

#### イ. 身体的拘束の適正化に向けた取組み

利用者の尊厳と主体性を尊重したケアを実現するために、身体的拘束適正化委員会を組織し、利用者の立場に立った視点を全職員が意識できるよう職員の育成に取り組む。

| 項目                           | 計画  |
|------------------------------|-----|
| 身体的拘束適正化委員会の開催               | 年４回 |
| 身体的拘束の適正化に係る研修の実施（新規配属職員配属時） | 年１回 |
| 配属職員への身体的拘束の適正化に向けた研修の実施     | 年２回 |

## <公益事業>

### 6. 居宅介護支援事業所

#### (1) 事業の概要

介護を必要とされる方が、自宅で必要なサービスを適切に利用できるように、本人の心身の状態や生活環境、本人や家族のニーズに沿ってケアプランを作成する。主治医やサービスを提供する事業所、関係機関がスムーズに協働できるように、連絡・調整を行う。

#### (2) 利用計画

##### ケアプラン作成件数（件）

| サービス区分       | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|--------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 高年者居宅介護支援事業所 | 1,729   | 1,734   | 1,825           | 1,992         |
| 中央居宅介護支援事業所  | 1,612   | 1,556   | 1,542           | 1,584         |
| 北部居宅介護支援事業所  | 1,462   | 1,436   | 1,377           | 1,500         |
| 南部居宅介護支援事業所  | 1,562   | 1,547   | 1,534           | 1,584         |
| 西部居宅介護支援事業所  | 1,425   | 1,417   | 1,536           | 1,500         |
| 東部居宅介護支援事業所  | 1,585   | 1,688   | 1,627           | 1,992         |
| 計            | 9,375   | 9,378   | 9,441           | 10,152        |

##### 予防ケアプラン受託件数（件）

| サービス区分       | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|--------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 高年者居宅介護支援事業所 | 162     | 166     | 96              | 126           |
| 中央居宅介護支援事業所  | 341     | 355     | 438             | 96            |
| 北部居宅介護支援事業所  | 331     | 342     | 352             | 96            |
| 南部居宅介護支援事業所  | 215     | 272     | 332             | 96            |
| 西部居宅介護支援事業所  | 356     | 373     | 96              | 96            |
| 東部居宅介護支援事業所  | 247     | 199     | 96              | 120           |
| 計            | 1,652   | 1,707   | 1,410           | 630           |

※2019 年度から予防ケアプランは地域包括支援センターが主に作成し、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターでは担当できない要介護者のケアプランを主に担当している。

#### (3) 利用計画に対する取組み

ケアプラン作成件数を確保するために、共通のチェックシートを使用して作成件数を統一的に管理する。プラン作成業務における個々の職員の業務進捗状況を把握して、ケアプラン作成件数の均一化を進める。また、依頼を受ける時期の偏りや担当者の変更による件数の減少を避けるため、各事業所間で連携をとり、依頼は担当件数上限まで全て引き受ける。利用者や家族の気持ちに寄り添い、ニーズの引き出しを丁寧に行い、関係性を深めることで意欲の向上につなげる支援を進め、自立支援の視点に立ったケアプランを提供する。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 特定事業所加算の算定

専門性の高い人材を育成・配置し、介護度の高い利用者や支援が困難なケースに対しても、地域包括支援センターと連携して、利用者や介護者の生活の質を支えるケアプランを提案する。また、地域での新人育成や地域における介護力の発展を担うため、組織的に社会貢献に取り組む。

| 項目                                  | 計画       |
|-------------------------------------|----------|
| 介護支援専門員実務研修の実習生の受入                  | 5月～7月    |
| 他法人が運営する居宅介護支援事業所と協働した事例検討会等の研修会の開催 | 各館：年1回以上 |

##### イ. 業務の適正化

2019年度に導入したシステムの操作方法の再確認や、カスタマイズした書式や機能ツールの再検証を行い、業務の効率化を図る。また、職員間でシステムに関する情報を共有し、個々の事務作業における遂行能力を標準化する。

| 項目        | 計画  |
|-----------|-----|
| 適正化検討会の実施 | 年4回 |

## 7. 地域包括支援センター

### (1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するために、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

### (2) 利用計画

相談件数（件）

| サービス区分        | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 高年者地域包括支援センター | 9,624   | 10,416  | 9,000           | 9,000         |
| ふじ地域包括支援センター  | 7,214   | 7,486   | 8,000           | 8,200         |
| 中央地域包括支援センター  | 8,548   | 9,330   | 7,463           | 7,300         |
| 北部地域包括支援センター  | 9,838   | 10,463  | 10,720          | 11,000        |
| 南部地域包括支援センター  | 8,087   | 7,804   | 11,618          | 12,000        |
| 西部地域包括支援センター  | 11,375  | 12,641  | 12,000          | 12,000        |
| 東部地域包括支援センター  | 9,645   | 13,858  | 10,817          | 11,000        |
| 計             | 64,331  | 71,998  | 69,618          | 70,500        |

### (3) 利用計画に対する取組み

地域包括支援センターに求められている「地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるために、目標を具体化して、計画的に実行していく管理体制を整える。個々の職員が自身のキャリアに合わせた役割を持ち、計画に対する実施の過程を可視化しながら実行する。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 生活支援コーディネーターの役割強化

リハビリの専門職と協働し、個々の身体状況や環境に見合う自立支援プログラムを提案する。高齢者に必要な居場所や支援を介護保険だけに限定せず、広く社会資源の中から探し、コーディネートする。適切な社会資源が無ければ、地域で創り出すという発想を持ち、担当学区の生活支援・介護予防の基盤整備を推進する。

| 項目                                                     | 計画        |
|--------------------------------------------------------|-----------|
| 地域課題の把握や共有、ネットワーク構築、資源等の充実強化、高齢者の参加促進のための取組み（地域特性に基づく） | 各館：11月までに |

#### イ. 業務の質の向上

地域包括支援センターに配属されている三職種（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員）の専門性を活かした双方向の勉強会を、職種ごとに企画・運営し、職員の資質向上を進める。

| 項目                 | 計画    |
|--------------------|-------|
| 主任介護支援専門員による勉強会の開催 | 年1回以上 |

#### ウ．人材育成

世帯内で課題が複雑化しているケースや虐待ケースなど、各センターと横の情報共有を進め、幅広い事案を検討する機会を持つ。障がい者と高齢者が共に積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の実現に向け、個々の課題解決力を向上させ、複数の視点で事案を丁寧に振り返り、柔軟な発想・様々な立場から物を捉える能力を身につける。

| 項目              | 計画    |
|-----------------|-------|
| 【新規】事例検討会の企画・開催 | 年2回以上 |

## 8. 要介護認定調査事業

### (1) 事業の概要

保険者（市町村）から委託を受けて、本人や家族から心身の状態の聞き取りを行い、「どの程度の介護を受けているか」、「どのくらいの介護が必要か」について調査する。

### (2) 利用計画

調査件数（件）

| サービス区分    | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>（見込） | 2020 年度<br>計画 |
|-----------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 要介護認定調査事業 | 650     | 854     | 924             | 948           |

### (3) 利用計画に対する取組み

収入を維持してくため、岡崎市の委託内容に沿い、市内の依頼を全て受託する。他市町村からの委託については、最大限の件数を受託できるように業務の調整をしていく。

## 9. 法人後見事業

### (1) 事業の概要

事業団が成年後見人、保佐人又は補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行う。本人に代わって預貯金の管理や、福祉サービスの利用にかかる契約行為をしたり、本人が不利益な契約をした際に取り消すなどの権利保護の支援を行う。

### (2) 利用計画

契約者数延人数各月計（人）

| サービス区分 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|--------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 法人後見事業 | 96      | 96      | 112             | 120           |

### (3) 利用計画に対する取組み

2019 年度に新たに受任したケースにおいて、対象者との信頼関係を深め円滑な支援ができるよう、情報収集に重点的に取組む。社会福祉法人の地域貢献の一環として必要な事業と位置付け、裁判所や岡崎市成年後見センター、地域包括支援センターとの連携を進めていく。

### (4) 重点取組事項

ア. 支援方針を共有する体制の構築

支援を担う職員が支援方針を一人で抱え込むことのないよう、他部署の専門職を交えたケース検討会議を定期的に行い、本事業の質を担保する体制を作る。また、複数の職員が関わることで、事業団が受託している案件を共有する体制を同時に構築する。

| 項目                          | 計画      |
|-----------------------------|---------|
| 【新規】ケース検討会議（内部専門職との意見交換）の開催 | 年 6 回   |
| 業務運用委員会（外部専門家とのケース検討）の開催    | 年 1 回以上 |

## 10. 福祉人材育成事業

### (1) 事業の概要

地域貢献の推進とともに、福祉事業に携わる人材の育成や家族介護者のスキルアップを目的として、「介護に関する入門的研修」を実施する。

### (2) 利用計画

受講者数（人）

| 研修名称        | 2017 年度<br>(実績) | 2018 年度<br>(実績) | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 介護職員初任者研修   | 12              | 8               | 6               | —             |
| 介護に関する入門的研修 | —               | —               | —               | 20            |

### (3) 利用計画に対する取組み

介護職員初任者研修の受講者増を目指し、キャッシュバック制度の導入等を実施してきたが、4年間受講者が減少している。また、介護予防・日常生活支援総合事業で地域住民主体サービスの人材育成が急務となっている。そのため、2020 年度は介護職員初任者研修に代えて、「介護に関する入門的研修」を実施する。

この研修を職員の雇用やボランティア活動につなげるため、ホームページなどでの周知を一層強化する。

## 11. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

### （１）事業の概要

60 歳以上の方を入居対象とし、食事の提供や 24 時間体制の安否確認の他に必要に応じた生活援助や緊急時の対応、季節ごとの行事やレクリエーションを提供する。また、介護が必要になった場合は、ケアマネジャーにつなぎ、訪問介護や通所介護などの外部サービスを利用し、入居生活を安心して継続できるように支援する。

### （２）利用計画

入居室数各月計（室）※全月満室=420

| 入居区分         | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|--------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 入居金償却方式（旧契約） | 374     | 348     | 330             | 276           |
| 家賃方式（新契約）    | 45      | 66      | 85              | 144           |
| 合計           | 419     | 414     | 415             | 420           |

### （３）利用計画に対する取組み

地域包括支援センター、老人福祉センター、老人クラブ等でパンフレットの配布及び説明を行う。身体機能の変化にかかる将来的な不安は、様々なオプションサービスや生活支援体制、さらには介護保険サービスの併用によって解決されるものであることをアピールして、多くの入居希望者を募る。

### （４）重点取組事項

#### ア．前払金の保全措置への対応

老人福祉法の改正により、有料老人ホームが 2021 年 4 月以降に受け取る前払金について、信託契約等の保全措置を講じることが必要となる。この保全措置には多額の費用負担が発生し、その費用を家賃に転嫁することは困難なため、2020 年 7 月から前払家賃を廃止する。

| 項目          | 計画           |
|-------------|--------------|
| 【新規】前払家賃の廃止 | 2020 年 7 月まで |

#### イ．駐車場の整備

ゆとりの入居者専用の駐車場を整備して駐車場料金を設定する。入居者に説明し駐車場を利用する入居者から利用料金を徴収する。

| 項目                 | 計画           |
|--------------------|--------------|
| 【新規】ゆとりの里入居者用駐車場整備 | 2020 年 7 月まで |

#### ウ．身体機能の維持及び健康面の支援の強化

定期体操は岡崎ごまんぞく体操の要素を取り入れ、理学療法士による評価や指導のもと、週 1 回を継続する。自宅での反復運動を行うことで筋力が向上し、ADL（日常生活動作）のレベル

を維持し、現状の生活を続けていくことができるという意識を高める。健康診断の実施の他に必要に応じて看護師に健康面の相談ができる体制を継続して確保し、入居者の身体の変化の早期発見に努める。

| 項目           | 計画      |
|--------------|---------|
| 岡崎ごまんぞく体操の実施 | 週 1 回以上 |
| 看護師相談会の開催    | 月 1 回以上 |
| 健康診断の実施      | 年 2 回以上 |

#### エ. 日常生活の支援の強化

急な体調不良による受診や、介護保険では対応できない支援が必要となった時に、即対応できるオプションサービスを充実させる。

| 項目                                   | 計画 |
|--------------------------------------|----|
| オプションサービスの提供<br>(掃除、洗濯、買い物代行、身体的介助等) | 随時 |

#### オ. 入居者の満足度向上に向けた取組み

年間の行事では多世代（未就学児及び小学生）との交流の行事を計画する。また、ボランティア行事の時には、入居者の方に季節に応じた飾り付けの準備をする機会を増やし、園芸を楽しむグループを支援するなど、社会参加という面での満足度を向上して行く。

| 項目                                         | 計画      |
|--------------------------------------------|---------|
| 外出行事、ボランティア演奏、七夕会、クリスマス会、多世代交流会（チアダンス等）、園芸 | 月 1 回以上 |

### Ⅲ 福祉の村

#### <社会福祉事業>

##### 1. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

###### （1）事業の概要

###### （就労移行支援）

就労を希望する 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートなどを行う。

###### （就労定着支援）

就労移行支援等を利用して通常の事業所に雇用された方の就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス事業所、医療機関等と連携をとり、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

###### （就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

###### （2）利用計画

###### 稼働率（%）

| サービス区分       | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|--------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 希望の家就労移行支援   | 73.0    | 73.4    | 76.3            | 76.3          |
| 希望の家就労継続支援B型 | 101.0   | 101.4   | 110.4           | 111.0         |

###### 就労定着支援件数（件）

| サービス区分     | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 希望の家就労移行支援 | —       | —       | 0               | 2             |

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

###### （3）利用計画に対する取組み

###### （就労移行支援）

2020 年度の就労及び就労定着実績が 2021 年度の報酬単価に反映されるため、就労後 6 か月以上定着率 1 割以上を目指す。同時に新規利用者を障がい種別にこだわらず獲得する。

###### （就労継続支援B型）

2020 年度の利用者工賃が 2021 年度の報酬単価に反映されるため、工賃の維持向上や利用者に適した作業内容について検討する。また、現在利用されている方にとって、就労継続支援の B 型サービスが適切かどうか検討する。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. サービス内容の充実

就労移行支援については、個別ワークやグループディスカッションのプログラム内容を充実させ、知的障がい以外の障がいのある方の受入れ体制を確立する。就労継続支援 B 型については、作業内容の見直しを検討する。

##### (就労移行支援)

| 項目                       | 計画     |
|--------------------------|--------|
| プログラムの充実                 | 3 月末まで |
| 施設外実習の充実                 | 3 回以上  |
| 知的障がい以外の障がいのある方の受入れ体制の確立 | 3 月末まで |

##### (就労継続支援 B 型)

| 項目       | 計画     |
|----------|--------|
| 作業内容の見直し | 9 月末まで |

##### イ. 事業所の周知と理解の向上

継続利用と新規利用者の獲得を主目的として広報活動を行う。利用者の保護者の方や特別支援学校の先生、保護者の方、相談支援事業所他に当事業所の取組について、周知し理解を進める。

| 項目                  | 計画       |
|---------------------|----------|
| 保護者ミーティング           | 年 6 回以上  |
| 広報誌の発行（一般向け）        | 年 2 回以上  |
| 希望の家だより（保護者向け）      | 年 12 回以上 |
| 希望の家だより（電子版）（ファン向け） | 年 12 回以上 |

##### ウ. 職員の資質向上

「やりがいがある」と感じられる職場作りを目指し、就労支援を行う事業所で働く職員として、働く意味や、やりがいを考える機会を作る。

| 項目                     | 計画       |
|------------------------|----------|
| 【新規】テーマ別ミーティングの実施      | 年 2 回以上  |
| 【新規】職員、利用者の“良いこと探し”の実施 | 年 12 回以上 |

## 2. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

### （1）事業の概要

#### （就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の主に知的障がいのある方に、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### （生活介護）

18 歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

### （2）利用計画

#### 稼働率（%）

| サービス区分        | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>（見込） | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| のぞみの家就労継続支援B型 | 112.5   | 110.9   | 111.4           | 110.0         |
| のぞみの家生活介護     | 103.6   | 102.4   | 101.9           | 102.0         |

### （3）利用計画に対する取組み

地域における障がい者のニーズの把握に努め、新規利用者の獲得を目指す。知的障がい以外の障がいのある方にも利用を促す。

個別支援計画の短期目標を充実させる。また、モニタリングや保護者会を通して家族との信頼関係を深める。

### （4）重点取組事項

#### ア. 工賃向上、施設外就労の取組、他事業所の見学（就労継続支援B型）

工賃向上への取り組みを強化する。施設外就労を充実させ対象利用者を増やす。また、知的以外の障がい者施設等への見学を行う。

| 項目       | 計画         |
|----------|------------|
| 年間工賃額    | 年 850 万円以上 |
| 施設外就労対象者 | 年 12 名以上   |
| 他施設等見学   | 年 2 か所以上   |

#### イ. 請負作業、外出行事の充実、他事業所の見学（生活介護）

利用者の作業や通所への意識を高める。外出行事を充実させ、利用者の社会性を育てる。また、他施設を見学し、自施設の支援内容を充実させる。

| 項目         | 計画        |
|------------|-----------|
| 年間作業日数     | 年 230 日以上 |
| 外出行事（歩行以外） | 年 10 回以上  |
| 他施設等の見学    | 年 2 か所以上  |

ウ．利用者支援の充実、新規利用者を獲得するための準備・行動（共通）

通所困難な利用者に対して、福祉の村全体送迎とは別に個別送迎を行う。処遇困難な利用者や知的障がい以外の利用者獲得のための外部研修に参加する。また、各地域の相談支援事業所を訪問し、障がい者のニーズを理解し、新規利用者の獲得を目指す。

| 項目                  | 計画    |
|---------------------|-------|
| 【新規】送迎サービス対象者(個別対応) | 年2名以上 |
| 外部研修参加              | 年3回以上 |
| 相談支援事業所などの訪問        | 年4回以上 |

### 3. そだちの家（生活介護）

#### （1）事業の概要

18歳以上の主に知的障がいのある方に、日常生活の支援、創作活動、生産活動、身体機能の向上などを通して、日常生活を充実するためのサービスを提供する。

#### （2）利用計画

稼働率（％）

| サービス区分    | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>（見込） | 2020 年度<br>計画 |
|-----------|---------|---------|-----------------|---------------|
| そだちの家生活介護 | 91.4    | 88.3    | 82.5            | 88.0          |

#### （3）利用計画に対する取組み

長期欠席者の通所を促すため、家庭訪問を年5回以上実施する。強度行動障がい及び集団が苦手な方を安心・安全に受け入れができるように、個室を施設内に設置する。また、新規利用者獲得に向け、特別支援学校への訪問を年6回以上、相談支援事業所への訪問を年5回以上実施する。

#### （4）重点取組事項

##### ア．リハビリの実施

利用者が健康な状態を維持しながら通所できるよう、リハビリを実施する。

| 項目              | 計画    |
|-----------------|-------|
| 【新規】リハビリによる健康維持 | 月1回以上 |

##### イ．活動内容の強化

利用者の体力の維持・向上と生活面の充実を図るための活動を強化する。

| 項目               | 計画    |
|------------------|-------|
| 体力維持のためのスイミングの実施 | 年8回以上 |
| 社会参加のための所外活動     | 年5回以上 |

##### ウ．支援に直結した効果的な施設訪問、施設間交流の実施

強度行動障がいの利用者へのより適切な対応方法の習得及び活動プログラムの更なる充実を図るため、先進的な取組みをしている外部事業所への訪問を実施する。また、法人内の他の部署の業務を経験することでサービスの見直しや職場の活性化につなげる。

| 項目        | 計画    |
|-----------|-------|
| 外部施設訪問    | 年3回以上 |
| 【新規】施設間交流 | 年2回以上 |

#### 4. にじの家（生活介護、日中一時支援）

##### （１）事業の概要

###### （生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのある方に、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

###### （日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

##### （２）利用計画

稼働率（％）

| サービス区分     | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| にじの家生活介護   | 96.3    | 87.5    | 85.0            | 97.0          |
| にじの家日中一時支援 | 30.6    | 34.8    | 32.0            | 36.0          |

##### （３）利用計画に対する取組み

多くの利用者に幅広く満足していただけるように、サービス内容を充実させる。また、重度障害のある方や医療的ケアの必要な方のみならず、身体と知的に障がいのある方を幅広く受け入れていることを理解していただくため、利用検討者や地域住民への説明の場を設ける。

##### （４）重点取組事項

###### ア．サービス内容の充実

現在行っている活動に加え、幅広い利用者のニーズに応じる事ができるよう、プログラムを充実させる。

| 項目            | 計画    |
|---------------|-------|
| 送迎サービスの拡大     | 4月から  |
| 外出や季節イベント等の充実 | 年6回以上 |
| 個別活動の充実       | 3月末まで |
| 活動プログラム作成     | 3月末まで |

###### イ．施設理解を深める機会を設ける

利用者の家族に対する理解を深める会を継続して開催するとともに、利用を検討している方や地域の方に対し施設理解を深める機会を新たに設ける。

| 項目                     | 計画    |
|------------------------|-------|
| 保護者への施設理解を深める会の開催      | 年1回以上 |
| 【新規】利用検討者・地域住民への施設理解の会 | 年1回以上 |

ウ．運営内容の見直し

現状のニーズを把握して運営基本を見直すと共に、各種加算等を現状に合わせた形態に変更し、収益増につなげるための調査・調整を行う。

| 項目             | 計画     |
|----------------|--------|
| 新たな加算の可能性調査・調整 | 12月末まで |

## 5. みのりの家（短期入所・自立生活訓練、日中一時支援）

### （１）事業の概要

#### （短期入所・自立生活訓練）

一時的に家族による世話が受けられない障がいのある方に、短期間の宿泊ができる場を提供し入浴、排泄、食事などの援助をする。

#### （日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのある方に、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

### （２）利用計画

#### 稼働率（％）

| サービス区分      | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>（見込） | 2020 年度<br>計画 |
|-------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| みのりの家短期入所   | 100.3   | 101.2   | 101.0           | 100.0         |
| みのりの家日中一時支援 | 114.7   | 115.4   | 115.0           | 100.0         |

### （３）利用計画に対する取組み

#### （短期入所・自立生活訓練）

保護者からのニーズの多数が、自立促進を目的とした入浴や洗濯など生活訓練の実施が占めているため、生活能力の向上を目的とした訓練の内容の拡充を図る。

#### （日中一時支援）

相談支援事業所等と連携して新規利用者を増やす。キャンセルが発生した場合は電話連絡等で利用を促す。

### （４）重点取組事項

#### ア．社会参加活動の強化

地域で生活ができるためのスキルを身に付けたり、地域住民と交流することで、社会を意識できる機会を作る。

| 項目                                | 計画      |
|-----------------------------------|---------|
| 調理のための食材の買い出しや、買い物時の支払いの経験の機会を増やす | 週 1 回以上 |
| 【新規】社会参加を目的とした地域の施設・設備などの利用の機会を作る | 年 1 回以上 |

#### イ．福祉の村内の連携強化

福祉の村内の利用者が多数を占めるため、福祉の村内で支援内容を共有し、日中と夜間の支援が円滑に行えるようにする。

| 項目                                 | 計画      |
|------------------------------------|---------|
| 【新規】福祉の村他施設での利用者の状況を把握し、相互の情報共有を図る | 月 1 回以上 |

## 6. 友愛の家（地域活動支援センター）

### （１）事業の概要

障がいのある方を対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

### （２）利用計画

延べ利用者数（人）

| 利用者区分 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>（見込） | 2020 年度<br>計画 |
|-------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 来館者   | —       | 79,965  | 80,300          | 81,000        |
| 講座利用者 | 7,045   | 9,820   | 11,000          | 11,500        |

### （３）利用計画に対する取組み

2019 年度に開催した講座を検証し見直すと共に、利用者や関係団体等の意見を反映させた講座を実施する。講座募集やイベント開催の際は、情報が多くの方に周知されるようチラシを作成する。また、市政だよりやホームページで呼びかける等、幅広い方々に PR を行い、新規利用を促す。

### （４）重点取組事項

#### ア．魅力あるイベントの開催

障がい者、支援者、地域の方々が一緒に楽しめるイベントを開催し、日常的に利用していただけるように友愛の家を知ってもらう機会とする。

| 項目                               | 計画                   |
|----------------------------------|----------------------|
| 新規イベントの実施<br>（地域参加型、子ども向け、他団体協力） | 年 3 回以上<br>（各 1 回以上） |
| 【新規】避難所体験の実施                     | 10 月実施               |

#### イ．夜間帯（18 時から 21 時まで）利用の強化

夜間帯の講座の見直しやイベントを開催する。また、交流スペース等の活用方法を提示、周知することで利用率の向上を図る。

| 項目                                 | 計画                     |
|------------------------------------|------------------------|
| 夜間の講座内容の見直し<br>（受講者数の増加を見込める講座へ変更） | 1 講座以上                 |
| 夜間イベントの実施                          | 年 3 回以上<br>（みんなの食堂を除く） |
| 【新規】夜間交流スペース開放の広報による周知             | 年 5 回以上                |

ウ．有料施設利用の促進

講座で使用しない部屋の貸出しについて、周知や呼び掛けを積極的に行い、利用を促す。

| 項目                           | 計画       |
|------------------------------|----------|
| 広報による周知（ホームページ、館内掲示、地域の回覧板等） | 年 5 回以上  |
| 【新規】岡崎市社会福祉協議会への貸出しの実施       | 年 80 件以上 |

## 7. 福祉の村相談支援事業所

### (1) 事業の概要

障がいのある方や家族・関係者からの地域での生活・福祉に関する相談（2019年度までの北部地域に加え2020年度からは西部地域も担当する。）を行う。また、障がい福祉サービスや障がい児通所サービス等の利用のための情報提供や利用計画の作成、サービス支給決定後の継続支援・連絡調整等を行う。

### (2) 利用計画

計画書作成件数（件）

| サービス区分   | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度<br>(見込) | 2020年度<br>計画 |
|----------|--------|--------|----------------|--------------|
| 福祉の村相談支援 | 3,170  | 2,680  | 2,964          | 3,000        |

### (3) 利用計画に対する取組み

障がい者(児)の自立した生活を支えるべく、サービス提供事業者と総合的な援助方針を立てるため、利用計画(計画相談支援・障がい児相談支援)の作成を行う。また、利用計画が適切かどうか評価、見直しのために継続支援を行う。

作成件数は1か月あたり、障がい者150件(利用計画32件、継続支援118件)、障がい児100件(利用計画30件、継続支援70件)を目標とする。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 関係機関との連携強化

保育・教育・サービス提供事業者及び行政機関とネットワークを構築し、同じ方向性・統一性をもって支援ができるようにする。また、障がいのある方のニーズを把握するため、当事者団体の方と意見交換を積極的に行う。

| 項目              | 計画     |
|-----------------|--------|
| サービス担当者関係者会議の開催 | 月50件以上 |
| 【新規】当事者団体との意見交換 | 9月までに  |

#### イ. 本人、保護者への情報提供の強化

福祉サービスや障害児通所支援サービスなどを正確に多数の方に伝えることができる機会を作る。

| 項目                         | 計画    |
|----------------------------|-------|
| 障害児通所支援（放課後等デイサービス等）説明会の開催 | 年1回以上 |

## 8. こども発達支援センター

(児童発達支援センター、岡崎市療育的支援事業、日中一時支援、保育所等訪問支援、相談支援)

### (1) 事業の概要

(児童発達支援センター)

未就学の心身の発達に心配のある子、又は障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

(岡崎市療育的支援事業)

就園前で発達に心配のある実施年度における満3歳になる子(2歳児)と保護者等に対し、小集団において発達の遅れや発達の特性への気づきや理解を支援し、気づいた段階で迅速に適切に支援機関に結びつけることを行う。

(日中一時支援)

単独通所(わかば)を利用している児童の保護者のうち、両親共に平日常勤で勤務しているかたが仕事と療育利用の両立をしやすいするために、療育開始前後の時間帯に児童の預かり、見守り等を行う。

(保育所等訪問)

保育所や幼稚園等に在籍している障がいのある児童が、集団生活の中で安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

(相談支援)

未就学の障がいのある児童や保護者・関係者からの相談に応じる。また、障がい福祉サービスの利用申請時の利用計画書の作成や、サービス支給決定後の連絡調整などを行う。

### (2) 利用計画

児童発達支援センター稼働率(%)

| サービス区分       | 2017年度   | 2018年度   | 2019年度<br>(見込) | 2020年度<br>計画 |
|--------------|----------|----------|----------------|--------------|
| 支援センター児童発達支援 | 平日 101.0 | 平日 104.0 | 平日 101.0       | 平日 101.0     |
|              | 土曜 25.0  | 土曜 26.0  | 土曜 25.0        | 土曜 25.0      |
|              | 全体 88.1  | 全体 91.2  | 全体 92.0        | 全体 92.0      |

岡崎市療育的支援事業(人)

| サービス区分          | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度<br>計画 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------------|
| 支援センター児童発達支援(※) | —      | —      | —      | 962          |

日中一時支援稼働率(%)

| サービス区分          | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度<br>(見込) | 2020年度<br>計画 |
|-----------------|--------|--------|----------------|--------------|
| 支援センター児童発達支援(※) | —      | —      | 50             | 50           |

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数（件）

| サービス区分       | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|--------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 支援センター保育所等訪問 | 100     | 142     | 125             | 125           |

相談支援計画書作成件数（件）

| サービス区分     | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 支援センター相談支援 | 937     | 808     | 830             | 830           |

（３）利用計画に対する取組み

（児童発達支援センター）

親子通所の児童（１・２歳児）の体調不良等により利用のキャンセルが発生した時は、メール配信を活用し利用募集を行う。また、通い始めて数か月後にもっと療育に通いたいと申し出る保護者がある。利用者満足度率向上のため、契約日数の変更も柔軟に行う。2021 年度 4 月の親子通所の契約者数を確保するため、2020 年度後期（１月から３月）から親子通所利用予定の方の見学者を多く受入れる。

（岡崎市療育的支援事業）

保護者等が相談しやすい雰囲気づくりに努め、早く相談することが児童と保護者の成長を促すことであると繰り返し伝える。また、児童と保護者の関わりが増える遊びを取り入れ、児童への接し方の要所が発見できるような支援を行う。事業運営にあたり、こども発達相談センター、保健部健康増進課等関係機関と連携を行っていく。

（日中一時支援）

利用される児童及び保護者が安心して利用できる環境を整える。

（保育所等訪問）

支援センターから地域園へ移行した児童の移行児訪問を、年度のできるだけ早い時期（５～６月）に実施し、必要な児童については保育所等訪問支援の利用を促す。保育後療育つばさを利用している児童のうち、小集団療育よりも所属園での支援が必要と思われる児童については、半期の区切りにおいて保育所等訪問支援の利用に切り替えることを促す。支援センターまで足を運ぶことが難しい保護者に対しては、電話・手紙・訪問等により相談や報告を行う。

（相談支援）

支援センター利用児に対し、年度初めにわかば相談支援事業所および担当者氏名について周知するためのチラシを配り、いつでも気軽に相談してもらえるようにする。児童発達支援および保育所等訪問支援と連携し、タイミングよく相談支援を行う。支援センターまで足を運ぶことが難しい保護者に対しては、訪問で相談支援対応を行う。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 職員の資質向上

職員の知識、技術の向上を目的として、法人内外の障がい児・者通所支援事業所の見学や体験を実施する。また、法人内の障がい児通所支援事業所と情報共有をする連絡会を設置し、自施設に活かせることを学び、支援に反映できるようにする。

| 項目                              | 計画     |
|---------------------------------|--------|
| 法人内の障がい児・者施設の体験（勤続3年未満の職員）      | 10月までに |
| 他事業所等見学及び体験<br>（岡崎市療育支援及び民間事業所） | 2月までに  |
| 【新規】法人内の障がい児通所支援事業所連絡会の実施       | 年6回以上  |

##### イ. こども支援センターすだちとの連携強化

こども発達支援センターから、すだちと保育園の並行通園に移行する児童が、安心して通えるように支援する。また、すだちの1歳児が翌年にこども発達支援センターの親子通所へ円滑に移行できるように情報共有を行う。

| 項目                | 計画         |
|-------------------|------------|
| 【新規】並行利用児の移行支援    | 7月までに      |
| 【新規】1歳児を受入る際の情報共有 | 2021年1月～2月 |

## 9. 【新規】こども支援センターすだち（児童発達支援、放課後等デイサービス）

### （1）事業の概要

#### （児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

#### （放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、創作的活動、作業活動等を通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### （2）利用計画

稼働率（％）

| サービス区分        | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>（見込） | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 児童発達支援すだち     | —       | —       | —               | 90.0          |
| 放課後等デイサービスすだち | —       | —       | —               | 90.0          |

### （3）利用計画に対する取組み

児童が安心して療育が受けられる環境を整え、年齢に応じたサービス提供ができるようにする。稼働率を維持するために、保育・教育・行政など関係機関に周知活動を実施する。

### （4）重点取組事項

#### ア．法人内連携の強化

法人内の連携を強化し、利用者のライフステージに応じた切れ目のない支援がスムーズできることを目的に法人内のサービス提供事業所で児童の体験利用を実施する。

| 項目                    | 計画               |
|-----------------------|------------------|
| 【新規】こども発達支援センターの体験利用  | 児童発達支援：年6回以上     |
| 【新規】生活介護・就労支援事業所の体験利用 | 放課後等デイサービス：年6回以上 |

#### イ．職員の資質向上

職員の知識、技術の向上を目的として、法人内外の障がい児・者通所支援事業所の見学や体験を実施する。また、法人内の障がい児通所支援事業所と情報共有をする連絡会を設置し、自施設に活かせることを学び、支援に反映できるようにする。

| 項目                             | 計画     |
|--------------------------------|--------|
| 【新規】法人内の障がい児・者施設の体験（勤続3年未満の職員） | 10月までに |

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 【新規】他事業所等見学及び体験<br>(岡崎市療育支援及び民間事業所) | 2月までに |
| 【新規】法人内の障がい児通所支援事業所<br>連絡会の実施       | 年6回以上 |

## <公益事業>

### 10. こども発達センター等管理事業

#### (1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整・託児室の運営、有料施設（体育館棟）の運営管理等を行う。

#### (2) 利用計画

延べ利用者数（人）

| 利用者区分   | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|---------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 託児室利用者  | 1,801   | 1,721   | 1,700           | 1,720         |
| 有料施設利用者 | —       | —       | 25,000          | 26,000        |

#### (3) 利用計画に対する取組み

託児室については、年度の後半になると利用者が増加し、予約が定員を超えてしまうことがある。午前と午後の利用に分け、少しでも多くの方が利用できるように調整する。

こども発達センター、友愛の家が利用しない場合に貸出しを行っている有料施設について、障がい者、支援者はもちろん、福祉事業所や一般の方にも利用してもらえよう周知に努める。

#### (4) 重点取組事項

##### ア. 総合受付及び託児室のスムーズな運営

総合受付及び託児室の業務をスムーズに行えるよう、相互の職員が連携し、より効率的な協力体制を構築する。また、それに伴う各種書類を整備する。

| 項目                  | 計画    |
|---------------------|-------|
| 【新規】協力マニュアルの作成      | 7月までに |
| 【新規】協力体制を踏まえた勤務表の作成 | 8月までに |

##### イ. 有料施設の利用促進

調理体験室及び研修室を有効的に使用してもらうため、より一層の広報を行い周知に努める。

| 項目                           | 計画        |
|------------------------------|-----------|
| 広報による周知（ホームページ、館内掲示、地域の回覧板等） | 年5回以上     |
| 関係機関へのアプローチ（諸室の使用例等を提案）      | 新規利用年3件以上 |

## 11. 放課後等デイサービスあずき

### (1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、創作的活動、作業活動等を通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### (2) 利用計画

稼働率（％）

| サービス区分        | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>(見込) | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 放課後等デイサービスあずき | 80.0    | 114.8   | 100.0           | 100.0         |

### (3) 利用計画に対する取組み

児童の個々の特性に合わせた関わりを行う。個別にスモールステップの目標を設定し、達成感を積み重ねられるようにして発達につなげる。また、保護者や担当の相談支援専門員への報告を常に心がけ、情報を共有することで信頼される事業所となるように努める。

### (4) 重点取組事項

#### ア. 教育機関との連携

定期的に小学校等を訪問し、児童が課題としている支援内容を共有することで、発達に合わせた支援を行う。また、送迎が必要な利用者に対してサービスの充実を図る。

| 項目            | 計画          |
|---------------|-------------|
| 市内小学校等の訪問     | 月 2 回以上     |
| 【新規】送迎サービスの充実 | 毎週火曜日 1 便追加 |

#### イ. 個々のニーズに合わせたリハビリの実施

児童の発達段階に合わせ、専門職員による個別リハビリを行う。

| 項目        | 計画      |
|-----------|---------|
| 個別リハビリの充実 | 週 2 回以上 |

#### ウ. 外出活動による社会支援の実施

課外プログラム、行事計画を作成し、児童が外出先での体験を将来のために生かす訓練を実施し、社会的な活動を促す。また、外出先を開拓して、新たな経験を積む機会を提供する。

| 項目                            | 計画        |
|-------------------------------|-----------|
| 高学年を対象に公共交通機関（電車・バス）での社会体験の実施 | 年 2 回以上   |
| 新たな外出先の開拓                     | 年 10 か所以上 |

## 12. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）

### （１）事業の概要

#### （児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

#### （放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、創作的活動、作業活動等を通じて生活能力向上のための訓練を行う。

### （２）利用計画

稼働率（％）

| サービス区分        | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度<br>（見込） | 2020 年度<br>計画 |
|---------------|---------|---------|-----------------|---------------|
| 児童発達支援みどり     | —       | —       | 100.0           | 100.0         |
| 放課後等デイサービスみどり | —       | —       | 90.0            | 100.0         |

### （３）利用計画に対する取組み

#### （児童発達支援）

児童の個々の特性に合わせた関わりを行う。個別にスモールステップの目標を設定し、達成感を積み重ねられるようにして発達につなげる。また、スムーズに園に移行できるよう必要な支援を行う。

#### （放課後等デイサービス）

児童の個々の特性に合わせた関わりを行う。個別にスモールステップの目標を設定し、達成感を積み重ねられるようにして発達につなげる。また、保護者や担当の相談支援専門員との連携を密にし、情報を共有し、質の高い支援を行う。

### （４）重点取組事項

#### ア．並行通園のための関係機関との連携強化（児童発達支援）

定期的に保育園、幼稚園等に訪問し、日々の療育内容を共有することで児童が安心して通所できるように支援を行う。

| 項目           | 計画      |
|--------------|---------|
| 市内保育園、幼稚園の訪問 | 月 2 回以上 |

#### イ．個々のニーズに合わせたリハビリの実施

児童の発達段階に合わせ、専門職員による個別リハビリを行う。

| 項目        | 計画      |
|-----------|---------|
| 個別リハビリの充実 | 週 2 回以上 |

ウ．外出活動による社会支援の実施（放課後等デイサービス）

課外プログラム、行事計画を作成し、児童が外出先での体験を将来のために生かす訓練を実施し、社会的な活動を促す。また、外出先を開拓して、新たな経験を積む機会を提供する。

| 項目                               | 計画      |
|----------------------------------|---------|
| 電車やバスを利用した公共交通機関での社会体験の実施（高学年対象） | 年2回以上   |
| 新たな外出先の開拓                        | 年10か所以上 |